

速度取締り指針

令和6年10月
巨理警察署

巨理警察署の速度取締り重点

○ 次の区域、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。

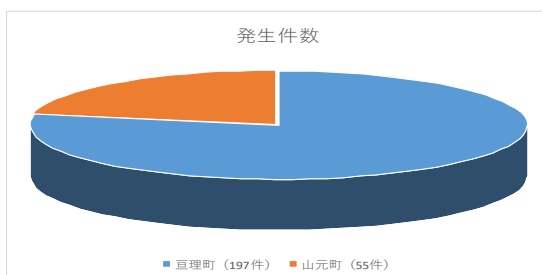
重点区域	重点時間帯	重点路線
巨理地域	8:00~12:00 16:00~19:00	国道6号、県道相馬巨理線及び周辺道路
逢隈地域	6:00~12:00 16:00~19:00	県道塩釜巨理線、巨理大河原川崎線及び周辺道路
山元地域	7:00~9:00 16:00~19:00	県道相馬巨理線、町道南新田芝西線、いちご街道及び周辺道路

※過去の死亡・重傷事故発生箇所を分析し、活動重点地域として設定したものです。
このほかにも通学路では、児童保護のため可搬式速度違反自動取締装置による取締りを行います。

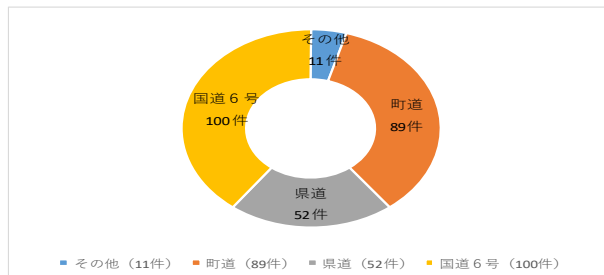
★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

管内における人身交通事故実態など

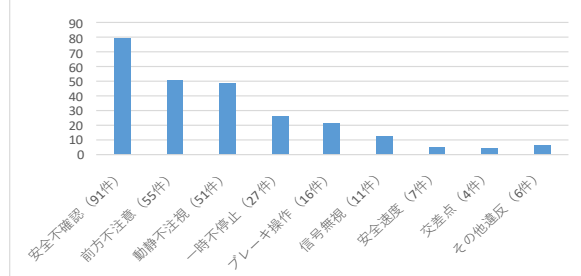
【町別発生状況】



【路線別発生状況】

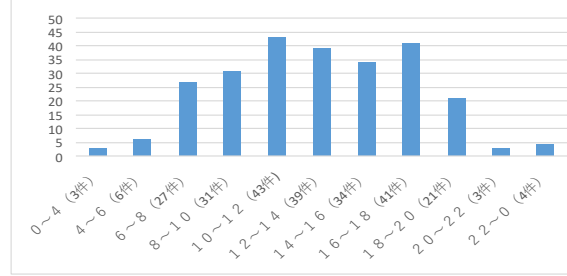


【主な人身事故の原因】



▼過去3年の人身事故要因は、安全不確認、前方不注意の順に多くなっている傾向にあります。

【時間帯別人身交通事故発生状況】



▼過去3年間の時間帯別・人身事故発生状況は、10時から12時の時間帯に43件、16時から18時の時間帯に41件発生しています。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- パトカーによる警戒活動を強化し、一時停止場所における指導取締りを強化するほか、通学時間帯を中心とした歩行者妨害に対する指導取締りも強化しています。
- 国道、県道においては、携帯電話使用等に対する取締りや座席ベルト装着・幼児用補助装置（チャイルドシートなど）使用義務違反に対する取締りを強化しています。